

奥州市の健全化判断比率及び資金不足比率について

【平成 19 年度決算に基づく当市の健全化判断比率】

(単位: %)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	21.3	206.4
早期健全化基準	11.61	16.61	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※ 赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

※ 実質公債費比率は修正をしたため、総務省で公表している数値とは一致しません。

一般会計等の実質赤字額

$$(1) \text{ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債を含む)}}$$

一般会計等※1を対象とした実質赤字額の標準財政規模※2に対する比率です。

※1 奥州市の場合、一般会計のほか、バス事業特別会計、公共用地等先行取得事業特別会計の各特別会計を指します。

※2 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示し、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます(地方財政法施行令附則第11条第2項の規定により臨時財政対策債発行可能額を含みます)。

平成 19 年度の奥州市普通会計の実質収支はプラス 522,151 千円で、実質赤字額は生じませんでした。この実質収支(黒字額)を標準財政規模 34,852,263 千円で割ると△1.49%となります。普通会計では歳入歳出の財源調整を財政調整基金の繰入等で行っていますので、よほどのことがない限り、実質赤字比率が表に現れることはありません。

一般会計、特別会計の実質収支＋企業会計の資金不足額

$$(2) \text{ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計、特別会計の実質収支} + \text{企業会計の資金不足額}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債を含む)}}$$

全会計※3を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率です。

※3 奥州市の場合、一般会計のほか、バス事業特別会計、公共用地等先行取得事業特別会計、国民健康保険特別会計(事業勘定、直診勘定)、介護保険特別会計(保険事業勘定、介護サービス事業勘定)、老人保健特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽事業特別会計の各特別会計、水道事業会計、総合水沢病院事業会計、国保まごころ病院事業会計、国民宿舎等事業会計の各企業会計を指します。

平成 19 年度は水沢病院で 2,405,974 千円の資金不足額を生じましたが、一般会計等の黒字額や水道事業会計等の資金剰余額で穴埋めでき、全体としてはプラス 338,162 千円で連結実質赤字額は生じませんでした。この連結実質黒字額を標準財政規模 34,852,263 千円で割ると△0.97%となります。平成 19 年度は何とか黒字で終えることができましたが、水沢病院の赤字額の増大、水道事業の簡易水道事業の統合による資金需要の動向しだいでは、全体として赤字になる可能性も出てきます。

(地方債の元利償還金+準元利償還金)

－(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(3) 実質公債費比率＝

標準財政規模(臨時財政対策債を含む)

－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金※4の標準財政規模に対する比率(3か年平均)で、18%以上となると起債の許可が必要になり、25%以上となると一部の起債発行が制限されます。

※4 一般会計等からの繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど(次の①から⑤まで)の合計をいいます。

- ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
- ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
- ④ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
- ⑤ 一時借入金の利子

前年度から 1.3 ポイント上昇し、21.3%になりました。早期健全化基準の 25%まではまだ余裕があるように見えますが、奥州市は平成 18 年度に地方債の借入れが協議制に移行した際、実質公債費比率が 18%を超えていたため許可団体となり、県の指導の下、公債費負担適正化計画を策定しています。この計画では平成 24 年度までに実質公債費比率を 18%未満にすることとなっており、これがクリアできない場合は県から借入れの制限を受けることとなります。一般会計等は現在が償還のピークを迎えているため、今後、償還額は減少していく見込みですが、特別会計等の償還が増大してきていますので、事業費の抑制や特別会計への繰出基準の明確化が喫緊の課題となっています。

なお、今後の標準財政規模の推移によっては、実質公債費比率を目標まで下げていくのが、さらに困難になってきます。

将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

$$(4) \text{ 将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債を含む)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

一般会計等が負担すべき実質的な負債(将来負担額※5)の標準財政規模に対する比率で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

※5 一般会計等に係る地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額、土地開発公社の負債などの合計をいいます。

- ① 一般会計等の平成19年度末地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
- ④ 組合等が起した地方債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当負担見込額(全職員が年度末に退職した場合に負担する見込額)
- ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

平成19年度は206.4%で早期健全化基準の350%までは、まだ余裕があります。今後、一般会計等の地方債残高は減少していきますが、実質公債費比率同様、公営企業債等繰入見込額が増大していく恐れがあります。また、競馬組合分は貸付金処理のため現在はゼロカウントですが、今後の動向次第では大きく変わってくる可能性があります。

やはり、常に話題に上る競馬、土地開発公社、水沢病院を始めとした企業会計・特別会計の健全化が今後の奥州市の将来負担比率の鍵を握ることになります。

【平成19年度決算に基づく資金不足比率】

(単位: %)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
総合水沢病院事業会計	95.2	20.0
国民健康保険まごころ病院事業会計	—	20.0
国民宿舎等事業会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0
浄化槽事業特別会計	—	20.0

※ 資金不足額がないものは、「—」と表示しています。

資金の不足額

$$(1) \text{ 資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

公営企業ごとの資金不足額※6の事業の規模※7に対する比率で、20%以上となると経営健全化計画を定めなければなりません。

※6 地方公営企業法適用企業の場合、「流動負債の額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の平成19年度末現在高－流動資産－解消可能資金不足額(事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額)」で求め、地方公営企業法非適用企業の場合は、「歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の平成19年度末現在高－歳入額－繰越明許費等に係る翌年度に繰り越す財源－解消可能資金不足額」で求めます。

※7 地方公営企業法適用企業の場合、「営業収益の額－受託工事収益の額」をいい、地方公営企業法非適用企業の場合は、「営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額」をいいます。

公営企業の資金不足比率につきましては、総合水沢病院事業会計が95.2%になっておりますが、その他の公営企業については、資金不足額が生じておりません。